

# 大規模小売店舗立地法

## ～大型店周辺の生活環境の保持に向けて～

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達をはかり、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、平成12年6月1日より「大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」）が施行されました。

この法律は、大規模小売店舗が、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、その立地が周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続きを定めるものです。

### 大規模小売店舗法と大規模小売店舗立地法の比較

従来、大規模小売店舗の出店に際し適用されてきた「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧大店法」）と今回施行される「大店立地法」とを比較すると次のとおりです。

名称	旧大店法	大店立地法
目的	中小小売業の事業活動の機会を適正に確保	立地する周辺の地域の生活環境の保持
審査項目	店舗面積、開店日、閉店時刻、休業日数	駐車需要、歩行者の利便、廃棄物減量化、リサイクル、騒音、廃棄物、街並みづくり（指針に示す事項）
対象店舗面積	500㎡超	1,000㎡超
運用主体	一種（3,000㎡以上）⇒国（通産局） 二種（500㎡超 3,000㎡未満）⇒県	都道府県、政令指定都市
運用方法	学識経験者で構成される大規模小売店舗審議会による調整	国⇒「指針」策定 県⇒国が策定した指針を勘案し、市町村等の意見に配慮して必要に応じて意見・勧告 市町村⇒都道府県に意見提出

### ★商業調整は大店立地法の対象とはならない

大店立地法は、大型店の周辺の生活環境の保持のため、出店者に一定の配慮を求めるものです。したがって、旧大店法で行われてきた大型店と中小店との商業上の利害調整に係る事項は、対象とはなりません。

【大店立地法第13条】 地方公共団体の施策

地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講じる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

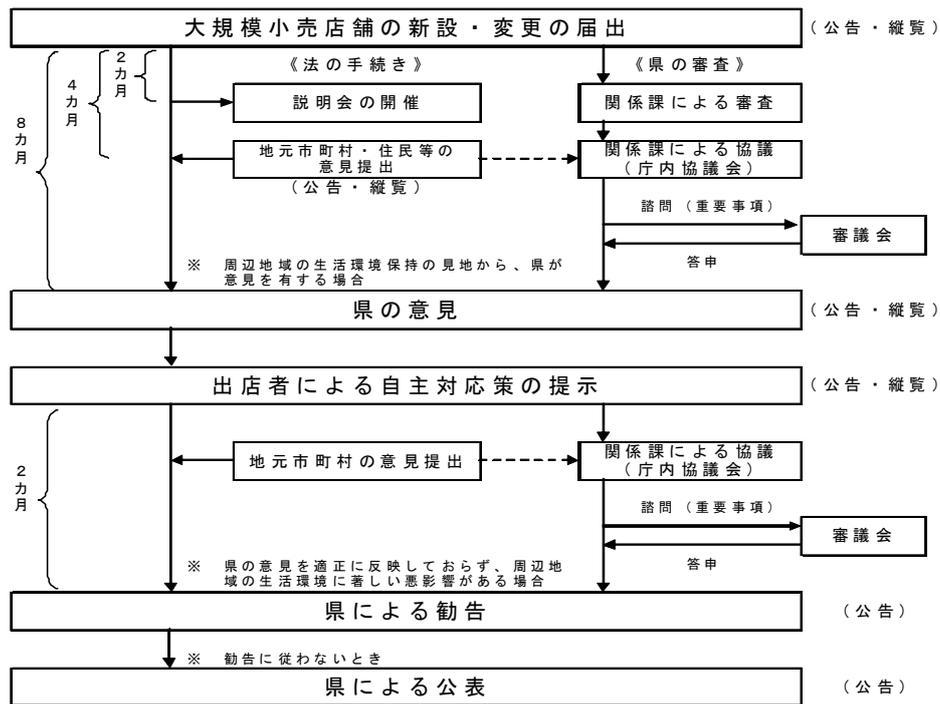
- ※ 特定の事業者の事業機会を確保するため地域における需給状況の勘案不可
- ※ 上乗せ規制など本法の趣旨に反した規制不可

**【問い合わせ先】 鳥取県 商工労働部 経済産業総室 経営支援室**

**鳥取市東町一丁目220番地**

**TEL : 0857-26-7217 FAX : 0857-26-8117**

## 大規模小売店舗立地法の手続き



既存店については、下記届出事項の4～6の変更を行う際に、変更に係る事項と変更に係るもの以外のものについて届出が必要です。なお、変更に係る事項についてのみ、上記の変更の届出として手続きが行われます。

また、現在の店舗面積が 1,000 ㎡以下の店舗が、大規模小売店舗となる場合は新たに新設の届出を、1,000 ㎡超の店舗が 1,000 ㎡以下に減床するときは事業廃止の届出を行うこととなります。

### ◆届出事項

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗を新設する日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(駐車場の位置及び収容台数、駐車場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量)
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(大型店において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客の駐車場利用時間帯、駐車場の出入口の数及び位置、荷さばきの時間帯)

◆届出時期・・・開店(変更も含む) 予定日の8ヶ月前まで

◆届出部数・・・正本1部、副本4～9部(届出内容により部数が異なります。)

◆罰則規定・・・次のような違反には、罰則規定があります。

- 1 新設、変更の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。
- 2 県意見又は勧告に対する届出において、虚偽の届出をしたとき。
- 3 県が店舗設置者又は小売業者に求める法律の施行に必要な報告をしなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき。
- 4 新設、変更等の届出にかかる8月又は2月間の開店、変更の制限規定に違反したとき。
- 5 氏名等の変更、事業の廃止、承継の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。 等

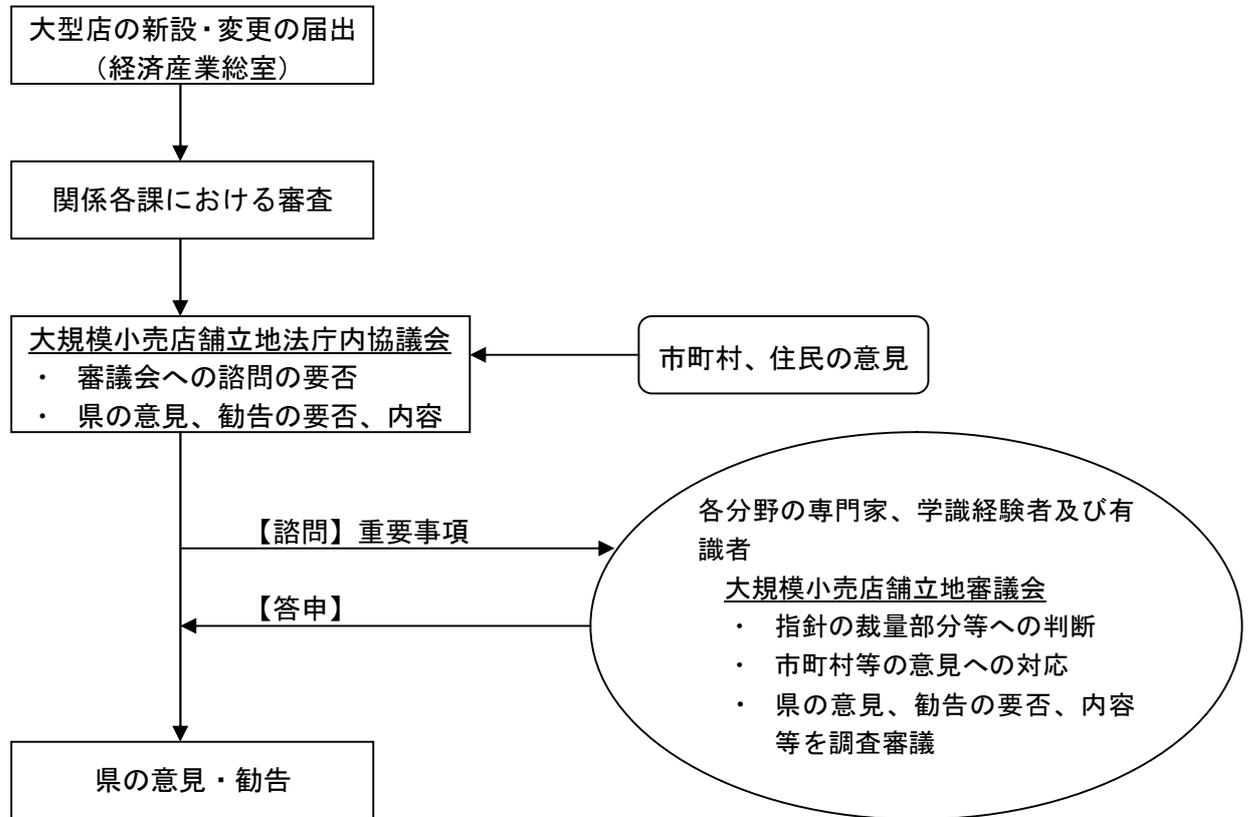
## 指針の概要

指針は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項を定めたものです。

駐車需要の充足等交通にかかる事項	
駐車場の収容台数の確保	年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐車台数の確保
駐車場の位置及び構造等	
効率的な駐車場形式の選択等	ピーク1時間の来台数を上回る各出入口の入庫処理能力の確保
駐車待ちスペースの確保	必要に応じ敷地内に駐車待ちスペースの確保
駐車場の分散確保	駐車場周辺の交通に影響を与える場合には、駐車場の分散確保
駐車場出入口の交通整理	交通整理のための人員の配置等
駐輪場の確保	年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐輪台数の確保
荷さばき施設の整備等	
荷さばき施設の整備	搬出入車両が駐車しておくスペースの位置等についての配慮
計画的な搬出入	搬出入車両が一定時間に集中することの回避
経路の設定等	来客の自動車が駐車場に到着するまでの案内経路の適切な設定
歩行者の通行利便の確保等	
円滑な通行が妨げられることのないように十分に周辺の状況に配慮	
廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	
廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進への配慮	
防災対策への協力	
災害時の避難場所及び物資の緊急時における提供を行うための協定等の締結への協力	
騒音の発生に係る事項	
騒音問題への対応策	
騒音問題への一般的対策	施設の配置や構造の決定に際して騒音的側面からの配慮
営業活動に伴う騒音問題	荷さばき作業の騒音への配慮、BGM等の実施時間対等の配慮
附帯設備等における騒音対策	附帯設備及び附帯施設、給排気口等からの騒音に対する配慮
騒音の予測・評価	
予測・評価の基本的事項	予測・評価の対象となる騒音の種類と分類
総合的な予測・評価方法	予測方法…予測地点、予測計算方法 評価方法…騒音にかかる環境基準への適合について評価
騒音ごとの予測・評価方法	予測方法…予測地点、予測計算方法 評価方法…騒音規正法における夜間の規制基準への適合について評価
廃棄物に係る事項	
廃棄物の保管	
保管のための施設容量の確保	廃棄物の種類ごとに必要容量を算出、全体で十分な容量の確保
保管場所の位置及び構造等	適正な分別、保管場所の密閉性の確保、防臭等への配慮
廃棄物の運搬・処理	廃棄物の運搬や処理に関する適正な施設の配置及び運営
街並みづくり等への配慮等	
立地する地域における統一した色彩や外観整備による街並みづくりの取り組みとの調和等の配慮	

# 県の審査体制

## 1 フロー図



## 2 審査の基本的な考え方

### (1) 関係課における審査

届出事項（届出記載事項及び届出添付書類）については、基本的に関係課において審査する。

### (2) 大規模小売店舗立地法庁内協議会における協議

①関係課の審査結果、市町村、住民等からの意見をもとに、県の意見・勧告の要否及び内容について協議を行う。

②審議会への諮問の要否について協議を行う。

### (3) 大規模小売店舗立地審議会における審議

指針の裁量部分、市町村・住民等からの意見への対応、県の意見・勧告の要否及び内容等、庁内協議会では判断が困難な重要事項について県知事の諮問に応じ、調査審議を行う。

## 3 大規模小売店舗立地審議会（条例設置）の概要

### (1) メンバー構成

権利調整の知識を有する者、指針の項目の専門知識を有する者及び各地域の有識者、計7名

### (2) 審査手続きにおける役割

県知事の諮問を受けて、指針に基づき設置者が配慮すべき重要事項を調査審議する。

### (3) 審議事項

①具体的な届出事項の指針の項目について、裁量部分等、庁内協議会では判断が困難な場合、その判断についての調査審議。

②市町村、住民等の意見について、指針の内容を超える旨の判断、あるいは指針への項目への適合の判断についての調査審議。

③県としての意見・勧告の要否及びその内容の判断についての調査審議。